

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年12月町田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に<u>基づき、職員の職務に専念する義務の特例を定めるものとする。</u></p> <p>（職務に専念する義務の免除）</p> <p>第2条 職員は、次の各号の<u>いずれかに該当する場合は、あらかじめ任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあっては、町田市教育委員会。以下同じ。）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</u></p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） <u>町田市又は町田市以外の地方公共団体の職員の職を兼ね、当該兼ねる職の職務に従事する場合</u></p> <p>（4） <u>地方公務員法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合</u></p> <p>（5） <u>前各号に掲げるもののほか、任命権者が<u>適当と認める場合</u></u></p>	<p><u>（この条例の目的）</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第35条の規定に<u>基き、職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。</u></p> <p>（職務に専念する義務の免除）</p> <p>第2条 職員は、次の各号の<u>一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者、地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条の規定に基き都費負担教職員にあっては町田市教育委員または、その委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</u></p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） <u>本市又は本市以外の地方公共団体の職員については、その兼ねる職の職務に専念する場合</u></p> <p>（4） <u>法第55条第8項の規定に基き、適法な交渉を行う場合</u></p> <p>（5） <u>前各号に規定する場合を除く外任命権者が<u>相当と認める場合</u></u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。